

令和2年第2回

# 瑞浪市議会定例会議案資料

令和2年6月4日



## 目 次

承第 1 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 8 号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について）……………	1
承第 2 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 9 号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 1
承第 3 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 1 0 号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 5
承第 4 号	専決処分の承認について（令和元年度専第 1 1 号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）……………	2 6
承第 5 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 1 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 1 号））……………	別紙
承第 6 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 2 号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）……………	3 0
承第 7 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 4 号 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について）……………	3 2
承第 8 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 5 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 2 号））……………	別紙
承第 9 号	専決処分の承認について（令和 2 年度専第 6 号 令和 2 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 3 号））……………	別紙
議第 4 2 号	瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 3
議第 4 3 号	瑞浪市税条例及び瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 7
議第 4 4 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 0
議第 4 5 号	瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 2
議第 4 6 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 3
議第 4 7 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 4
議第 4 8 号	瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	5 6
議第 4 9 号	瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて……………	5 8

議第50号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	59
議第51号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	60
議第52号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	61
議第53号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	62
議第54号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	63
議第55号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	64
議第56号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	65
議第57号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	66
議第58号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	67
議第59号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	68
議第60号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	69
議第61号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	70
議第62号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	71
議第63号	瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	72
議第64号	工事請負契約の締結について	73
議第65号	財産の取得について	74
議第66号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第4号）	別紙
議第67号	令和2年度瑞浪市一般会計補正予算（第5号）	別紙

承第1号 瑞浪市税条例等の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

[全体]

- ・条項ずれ及び文言整理による所要の改正
- ・元号改正に伴う所要の改正

[市民税]

- ・給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の記載を不要とする所要の改正
- ・肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する所要の改正
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する所要の改正

[固定資産税]

- ・使用者を所有者とみなす制度の拡大
- ・現に所有している者（相続人等）の申告の制度化

[市たばこ税]

- ・課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市税条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第37条の3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>）</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に</p>	<p>第1条～第37条の3（略）</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）<u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>（4）（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>）</p> <p>第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項に</p>

において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者

\_\_\_\_\_ (以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

第37条の4～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 (略)

第50条～第54条 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第55条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされているものをいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなってい

において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは单身児童扶養者で

ある者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨

(4) (略)

2～5 (略)

第37条の4～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3～9 (略)

第50条～第54条 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第55条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第3項の専有部分の属する家屋(同法第4条第2項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。))については、当該家屋に係る同法第2条第2項の区分所有者(以下「区分所有者」という。))とする。以下固定資産税について同様とする。)として登記又は登録がされているものをいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている法第348条第1項の者が同日前に所有者でなくなってい

<p>るときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。</p> <p>6 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより、仮換地、一時利用地、その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定により管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日、又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分</p>	<p>るときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由によって不明である場合においては、その使用者を所有者とみなして、これを固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。</p> <p>5 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第46条第1項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第45条第1項第1号の事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところによって、仮換地、一時利用地、その他の仮に使用し、若しくは収益することができる土地（以下この項において「仮換地等」と総称する。）の指定があった場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。）の規定によって管理する土地で、当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなった日から換地処分のある日、又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をもって、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもって、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第1項の所有者とみなし、換地処分</p>
---	---

<p>の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>の公告があった日又は換地計画の認可の公告があった日から換地又は保留地を取得した者が、登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもって当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなす。</p>
<p>7 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定により 使用する埋立地又は国が埋立てにより 造成する埋立地（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立てに関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地をもって土地とみなし、これらの埋立地のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定により 使用する埋立地にあつては、当該埋立地を使用する者をもって当該埋立地に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定により 使用し、又は国が埋立てにより 造成する埋立地にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地を使用する者で令第49条の3に規定するものを除く。）をもって当該埋立地に係る第1項の所有者とみなすことができる。</p>	<p>6 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第23条第1項の規定によつて使用する埋立地又は国が埋立てによつて造成する埋立地（同法第42条第2項の規定による竣工通知前の埋立地に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立てに関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地をもって土地とみなし、これらの埋立地のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第23条第1項の規定によつて使用する埋立地にあつては、当該埋立地を使用する者をもって当該埋立地に係る第1項の所有者とみなし、都道府県等が同条第1項の規定によつて使用し、又は国が埋立てによつて造成する埋立地にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地を使用する者（土地改良法第87条の2第1項の規定により国又は都道府県が行う同項第1号の事業により造成された埋立地を使用する者で令第49条の2に規定するものを除く。）をもって当該埋立地に係る第1項の所有者とみなす。</p>
<p>8 （略）</p>	<p>7 （略）</p>
<p>9 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の15で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>	<p>8 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であつて、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。</p>
<p>第56条～第61条 （略） （固定資産税の課税標準）</p>	<p>第56条～第61条 （略） （固定資産税の課税標準）</p>
<p>第62条 （略）</p>	<p>第62条 （略）</p>
<p>2～8 （略）</p>	<p>2～8 （略）</p>
<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定</p>	<p>9 住宅用地（法第349条の3の2第1項に規定</p>



<p>する住宅用地をいう。以下この条及び第75条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>	<p>する住宅用地をいう。以下この条及び第75条において同じ。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額とする。</p>
<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第11項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （<u>法第349条の3第27項</u>等の条例で定める割合）</p>	<p>10 小規模住宅用地（法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項まで及び前項並びに<u>法第349条の3第12項</u>の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。 （<u>法第349条の3第28項</u>等の条例で定める割合）</p>
<p>第62条の2 <u>法第349条の3第27項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>第62条の2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>2 <u>法第349条の3第28項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>2 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>3 <u>法第349条の3第29項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>3 <u>法第349条の3第30項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>第63条～第75条の2 （略） （<u>現所有者の申告</u>）</p>	<p>第63条～第75条の2 （略）</p>
<p>第75条の3 <u>現所有者</u>（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p>	
<p>（1）<u>土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）</u></p>	
<p>（2）<u>土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名</u></p>	
<p>（3）<u>その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項</u> （固定資産に係る不申告に関する過料）</p>	<p>（固定資産に係る不申告に関する過料）</p>
<p>第76条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第75条若しくは<u>法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には</u> <u>、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p>	<p>第76条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第75条又は<u>法第383条の規定によって</u> <u>申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合において</u> <u>は、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p>
<p>2～3 （略） 第77条～第96条 （略）</p>	<p>2～3 （略） 第77条～第96条 （略）</p>

<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第99条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合限り、適用する。</p> <p>3 第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3第2項に規定する書類を提出している場合限り、適用する。</p>	<p>(たばこ税の課税免除)</p> <p>第97条 (略)</p> <p>2 前項 _____ の規定は、卸売販売業者等が市長に施行規則第16条の2の3 _____ に規定する書類を提出しない場合には、適用しない。</p>
<p>4 (略)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第97条第1項の規定により免除を受けようとする場合あつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第97条第3項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>	<p>3 (略)</p> <p>第98条 (略)</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第99条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第97条第1項の規定により免除を受けようとする場合あつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合あつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、<u>第97条第2項</u>に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p>第100条～第131条 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第55条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>第100条～第131条 (略)</p> <p>(特別土地保有税の納税義務者等)</p> <p>第132条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第55条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって土地の取得と、当</p>

該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と読み替えるものとする。

第133条～第152条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

該埋立地等を使用する者」と、「第1項の所有者」とあるは「第132条第1項の土地の所有者又は取得者」と読み替えるものとする。

第133条～第152条 (略)

附 則

第1条～第5条 (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第32条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条及び第34条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

第7条の4 (略)

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第37条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第37条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2～3 (略)	2～3 (略)
第9条～第9条の2 (略) (読替規定)	第9条～第9条の2 (略) (読替規定)
第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)	第10条の2 (略)
2 法附則第15条第2項第5号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	2 法附則第15条第2項第2号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
3 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	3 法附則第15条第2項第6号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
4 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	4 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
5 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	5 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
6 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
7 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	7 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
8 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	8 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。
9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。	9 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
10 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	10 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。
11 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	11 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
12 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。	12 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
13 法附則第15条第34項に規定する市の条例で定	13 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。
	14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定

<p>める割合は、3分の2とする。</p>	<p>める割合は、3分の2とする。</p>
<p>14 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>15 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>15 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>16 法附則第15条第45項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>16 法附則第15条第41項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</p>	<p>17 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、0とする。</p>
<p>17 (略)</p>	<p>18 (略)</p>
<p>第10条の3 (略)</p>	<p>第10条の3 (略)</p>
<p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>	<p>(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p>
<p>第11条 (略)</p>	<p>第11条 (略)</p>
<p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p>	<p>(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)</p>
<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	<p>2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第62条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>
<p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した</p>	<p>第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した</p>

額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商

額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商

業地等据置固定資産税額」という。)とする。  
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(用途変更宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの固定資産税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

第13条の2～第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの

業地等据置固定資産税額」という。)とする。  
5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(用途変更宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの固定資産税の特例)

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合は、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

第13条の2～第14条の2 (略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成30年度から平成32年度までの

各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号及び第141条の6中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

第15条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい

各年度分の特別土地保有税については、第138条第1号及び第141条の6中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第138条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

第15条の2～第17条 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)～(2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をい



<p>う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>	<p>う。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第17条の3～第21条の2 (略)</p>	<p>第17条の3～第21条の2 (略)</p>
<p>(個人の市民税の税率の特例等)</p>	<p>(個人の市民税の税率の特例等)</p>
<p>第22条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>	<p>第22条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第31条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。</p>
<p><b>○瑞浪市税条例の一部を改正する条例の一部改正(第2条)</b></p>	
<p>第1条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p>
<p>第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。</p>	<p>第2条 瑞浪市税条例の一部を次のように改正する。</p>
<p>(後略)</p>	<p>(後略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>(施行期日)</p>	<p>(施行期日)</p>
<p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 削除</p>	<p>(2) <u>第2条中瑞浪市税条例第24条の改正規定及び附則第5項の規定 令和3年1月1日</u></p>
<p>(3) 第2条</p>	<p>(3) 第2条(前号に掲げる改正規定を除く。)</p>
<p>及び附則第8項の規定 令和3年4月1日</p>	<p>及び附則第8項の規定 令和3年4月1日</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 <u>附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p>
<p>6 (略)</p>	<p>6 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>7 (略)</p>
<p>7 (略)</p>	<p>8 (略)</p>
<p><b>附則第12項(瑞浪市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第24号)の一部改正)</b></p>	
<p>本則 (略)</p>	<p>本則 (略)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1～8 (略)</p>	<p>1～8 (略)</p>
<p>9 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465</p>	<p>9 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465</p>

条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、瑞浪市税条例第96条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)～(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から令和元年9月30日  
日まで 1,000本につき4,000円

10～19 (略)

20 令和元年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

21 第12項から第15項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12項	(略)	(略)
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	令和元年10月31日
第13項	平成28年9月30日	令和2年3月31日
第14項の表以外の部分	第11項の(略)	第20項の(略)
(略)	(略)	(略)

条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、瑞浪市税条例第96条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

(1)～(2) (略)

(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日  
日まで 1,000本につき4,000円

10～19 (略)

20 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

21 第12項から第15項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12項	(略)	(略)
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第13項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
第14項の表以外の部分	第11項の(略)	第20項の(略)
(略)	(略)	(略)

22～23 (略)

**附則第13項（瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第5号）の一部改正）**

本則 (略)

附則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1)～(2) (略)  
(市民税に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）第33条の2の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、令和元年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

**附則第14項（瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成29年条例第21号）の一部改正）**

本則 (略)

附則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) (略)  
(2) 第2条の規定 令和元年10月1日  
(市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

**附則第15項（瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第20号）の一部改正）**

本則 (略)

22～23 (略)

本則 (略)

附則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1)～(2) (略)  
(市民税に関する経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）第33条の2の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。  
(軽自動車税に関する経過措置)
- 3 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 4 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

本則 (略)

附則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
(1) (略)  
(2) 第2条の規定 平成31年10月1日  
(市民税に関する経過措置)
- 2 前項第1号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

本則 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条中瑞浪市税条例第95条第3項の改正規定 令和元年10月1日

(5) 第1条中瑞浪市税条例第23条第1項及び第3項並びに第49条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 令和2年4月1日

(6) 第3条及び附則第13項から第18項までの規定 令和2年10月1日

(7) 第1条中瑞浪市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第32条の3及び第34条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 令和3年1月1日

(8) 第4条及び附則第19項から第24項までの規定 令和3年10月1日

(9) 第5条の規定 令和4年10月1日  
(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4～11 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

12 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間における附則第10項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第82条の6第1項の申告書、第99条第1項」とあるのは、「第99条第1項」とする。

13 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

14 令和2年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9

附 則

(施行期日)

1 この条例は、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)～(3) (略)

(4) 第2条中瑞浪市税条例第95条第3項の改正規定 平成31年10月1日

(5) 第1条中瑞浪市税条例第23条第1項及び第3項並びに第49条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに附則第4項の規定 平成32年4月1日

(6) 第3条及び附則第13項から第18項までの規定 平成32年10月1日

(7) 第1条中瑞浪市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第32条の3及び第34条の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに附則第3項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条及び附則第19項から第24項までの規定 平成33年10月1日

(9) 第5条の規定 平成34年10月1日  
(市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第7号に掲げる規定による改正後の瑞浪市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4～11 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

12 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における附則第10項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第82条の6第1項の申告書、第99条第1項」とあるのは、「第99条第1項」とする。

13 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

14 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9

項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

16 前項の規定による申告書を提出した者は、令和3年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

17 附則第14項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下この項及び次項において「2年新条例」という。）第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる2年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

18 2年新条例第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を

項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

15 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第21項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

16 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

17 附則第14項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

18 32年新条例第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第14項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を

<p>証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>	<p>証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。</p>
<p>19 (略) (手持品課税に係る市たばこ税)</p>	<p>19 (略) (手持品課税に係る市たばこ税)</p>
<p>20 <u>令和3年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>	<p>20 <u>平成33年10月1日</u>前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。</p>
<p>21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>令和3年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p>	<p>21 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を<u>平成33年11月1日</u>までに市長に提出しなければならない。</p>
<p>22 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>22 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下この項及び次項において「<u>3年新条例</u>」という。）第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>3年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)</p>	<p>23 附則第20項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下この項及び次項において「<u>33年新条例</u>」という。）第19条、第99条第4項及び第5項、第101条の2並びに第102条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>33年新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 表 (略)</p>
<p>24 <u>3年新条例</u>第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用す</p>	<p>24 <u>33年新条例</u>第100条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第20項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用す</p>

る。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

**附則第16項（瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）の一部改正）**

本則（略）

附則  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中瑞浪市税条例第35条の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに第3項から第5項までの規定は令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第35条第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に

る。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

本則（略）

附則  
（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条中瑞浪市税条例第35条の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに第3項から第5項までの規定は平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の瑞浪市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第35条並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第35条第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第35条第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に

	掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
送付	送付又は瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の瑞浪市税条例附則第9条第3項の規定による同条例第1項に規定する申告特例通知書の送付

5 （略）

（固定資産税に関する経過措置）

6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

7 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

	掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
送付	送付又は瑞浪市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の瑞浪市税条例附則第9条第3項の規定による同条例第1項に規定する申告特例通知書の送付

5 （略）

（固定資産税に関する経過措置）

6 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

7 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。



承第2号 瑞浪市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

項ずれ及び改元対応に係る所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （納税義務者等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項の規定の適用を受ける土地又は家屋</u>にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1（略） （<u>法附則第15条第38項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第38項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第39項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第39項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4（略） （宅地等に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項を除く。</u>）又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>	<p>第1条（略） （納税義務者等）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（<u>法第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項の規定の適用を受ける土地又は家屋</u>にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1（略） （<u>法附則第15条第44項</u>の条例で定める割合）</p> <p>2 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。 （<u>法附則第15条第45項</u>の条例で定める割合）</p> <p>3 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>4（略） （宅地等に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項を除く。</u>）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて</p>

- 得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負
- 得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 6 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 7 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 8 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)とする。
- 9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負

<p>担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの都市計画税の特例）</p>	<p>担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p> <p>（用途変更宅地等に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの都市計画税の特例）</p>
<p>10 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p>	<p>10 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しない。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の特例）</p>
<p>11 農地に係る平成30年度から<u>令和2年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第18項</u>を除く。）又は<u>附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表（略）</p>	<p>11 農地に係る平成30年度から<u>平成32年度</u>までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は<u>法附則第15条から第15条の3</u>までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>表（略）</p>
<p>12 （略） （読替規定）</p>	<p>12 （略） （読替規定）</p>
<p>13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から<u>第22項</u>まで、<u>第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項</u>まで、<u>第42項から第44項</u>まで、<u>第48項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第33項</u>」とあるのは「若しくは<u>第33項</u>又は<u>附則第15条から第15条</u></p>	<p>13 法附則第15条第1項、第13項、第18項、<u>第19項、第21項から第25項</u>まで、<u>第27項、第32項、第40項、第43項から第45項</u>まで、<u>第48項</u>若しくは<u>第50項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは<u>第34項</u>又は<u>法附則第15条から第15条</u></p>

の3まで」とする。

の3まで」とする。

承第3号 瑞浪市地方活力向上地域における瑞浪市固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和2年総務省令第25号）の公布に伴い、整備計画の認定を受けた期間を延長する。

【改正内容】

整備計画の認定を受けた期間を令和4年3月31日まで延長するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から令和4年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>	<p>第1条（略） （固定資産税の課税免除及び不均一課税）</p> <p>第2条 公示日（地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第1条に規定する瑞浪市の区域に係る地域再生計画の公示日をいう。以下同じ。）から平成32年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定により整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、省令第2条第1号に規定する特別償却設備（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、法第17条の2第1項第1号に掲げる事業について、第1年度から第3年度まで課税免除とし、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業は、瑞浪市税条例（昭和29年条例第13号）第63条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める税率とする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第3条～第7条（略）</p>

承第4号 瑞浪市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の公布及び民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

公務災害に対する損害補償の補償基礎額を引上げ、また、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を法定利率に改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和2年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日（以下「事故発生日」という。）において当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>事故発生日</u></p> <hr/> <p>_____において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防</p>	<p>第1条～第4条（略） （補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 非常勤消防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した<u>日</u>に_____おいて当該非常勤消防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>（2） 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,800円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者等（以下「非常勤消防団員等」という。）の<u>死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日</u>において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防</p>

団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～第28条 (略)

附 則

第1条～第4条の3 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第4条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金

団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

4 (略)

第6条～第28条 (略)

附 則

第1条～第4条の3 (略)

(障害補償年金前払一時金)

第4条の4 (略)

2～4 (略)

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、次に掲げる額の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金

の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 (略)

2～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

第5条の2～第7条 (略)

の額から差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 (略)

2～6 (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であって当該遺族補償年金を受ける権利を有することとなったもの(以下この項において「特例遺族補償年金受給権者」という。))が第1項の申出を行った場合にあつては、その者が当該遺族補償年金に係る非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ次条第2項の表の右欄に掲げる年齢(以下この項において「支給停止解除年齢」という。)に達する月)の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の合計額が当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

(2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額

8 前項の規定による遺族補償年金の支給の停止が終了する月に係る遺族補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該遺族補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額(以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。)を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあつては当該遺族補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該遺族補償年金の額から差し引いた額とする。

9 (略)

第5条の2～第7条 (略)



別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分 団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び 団員	8,900円	9,790円	10,670円

備考

1 事故発生日

\_\_\_\_\_に、当該事  
故又は疾病が発生したことにより、特に上  
位の階級に任命された非常勤消防団員の階  
級は、当該事故又は疾病が発生した日の前  
日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

別表

補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,400円	13,300円	14,200円
分団長及び副分 団長	10,600円	11,500円	12,400円
部長、班長及び 団員	8,800円	9,700円	10,600円

備考

1 死亡若しくは負傷の原因である事故が発  
生した日又は診断によって死亡の原因であ  
る疾病の発生が確定した日若しくは診断に  
よって疾病の発生が確定した日に、当該事  
故又は疾病が発生したことにより、特に上  
位の階級に任命された非常勤消防団員の階  
級は、当該事故又は疾病が発生した日の前  
日においてその者が属していた階級による。

2 (略)

承第6号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

厚生労働省から市町村に対し、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険被保険者である被用者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項に規定する傷病手当金の支給を検討するよう要請がなされたことを受け、条文の整備を行う。

【改正内容】

給与の支払を受けている被保険者である被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が、療養のため労務に服することができなくなり、就労を予定していた日の分の給料の全部又は一部を受け取ることができなくなった場合に傷病手当金を支給するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則（略） 附則 第1条～第7条（略） <u>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</u> 第8条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。</p>	<p>本則（略） 附則 第1条～第7条（略）</p>

<p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</p>
<p>第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p>
<p>第10条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</p>
<p>2 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</p>

承第7号 瑞浪市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年岐阜県条例第32号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

本市において行う事務に新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者の傷病手当金支給に係る申請書の受付事務を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条（略） （本市において行う事務）	第1条（略） （本市において行う事務）
第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7）（略） <u>（8） 広域連合条例附則第15条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>（9）</u> （略）	第2条 本市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。 （1）～（7）（略） <u>（8）</u> （略）
第3条～第9条（略）	第3条～第9条（略）

議第42号 瑞浪市税条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

地方税法の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）の公布に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

[全体]

- ・条項ずれ及び文言整理による所要の改正
- ・租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備

[市民税]

- ・非課税措置について、寡夫を対象から除き、ひとり親を対象に追加
- ・所得控除について、ひとり親控除を追加する等の所要の措置
- ・低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設
- ・法人市民税において通算法人ごとに申告等を行うこととすること（連結納税の廃止）に伴う規定の整理

[市たばこ税]

- ・軽量の葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直し

【施行日】

本条例の施行日は、附則において施行期日の定める日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市税条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第23条（略）</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>第25条～第32条の2（略）</p> <p>（所得控除）</p> <p>第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>	<p>第1条～第23条（略）</p> <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2（略）</p> <p>第25条～第32条の2（略）</p> <p>（所得控除）</p> <p>第32条の3 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p>

第33条～第37条 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3～第94条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第95条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこ(同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。)の重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱

第33条～第37条 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で、前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 (略)

第37条の3～第94条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第95条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3 (略)

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱

式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第93条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第96号～第152条 (略)

附 則

第1条～第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第73条第2項、第99条第5項、第102条第2項、第140条第2項(第141条の8において準用する場合を含む。)及び第141条第2項(第141条の8において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。))に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年

中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延

式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第93条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5～10 (略)

第96号～第152条 (略)

附 則

第1条～第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条の12第2項、第73条第2項、第99条第5項、第102条第2項、第140条第2項(第141条の8において準用する場合を含む。)及び第141条第2項(第141条の8において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合

に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中

ににおいては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第53条第1項及び第4項に規定する延

滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2～第16条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 (略)

滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第53条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2～第16条の4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第32条及び第33条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第3項第1号の規定により読み替えて適用される第32条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2～3 (略)



(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第22条 (略)

### ○瑞浪市税条例の一部改正(第2条)

第1条～第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第68条、第82条の6第1項、第84条第2項、第99条第1項若しくは第2項、第103条第2項、第106条、第140条第1項又は第146条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3～第22条 (略)

第1条～第18条の4 (略)

(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)

第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条の4第1項(第48条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第68条、第82条の6第1項、第84条第2項、第99条第1項若しくは第2項、第103条第2項、第106条、第140条第1項又は第146条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 法第601条第3項若しくは第4項(これらの規定を法第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する場合を含む。)、第603条第3項又は第603条の2第5項の規定

により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項又は第31項\_\_\_\_\_の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第34項及び第35項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項\_\_\_\_\_、第53条の12第2項、第73条第2項、第99条第5項、第102条第2項、第140条第2項及び第141条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第21条～第22条 (略)  
(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。同号\_\_\_\_\_において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第49条第9項から第16項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条～第30条 (略)  
(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	

によって徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又は当該猶予した期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間

(5) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第49条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第20条 前条、第44条第2項、第49条第5項、第51条第2項、第53条第1項及び第4項、第53条の12第2項、第73条第2項、第99条第5項、第102条第2項、第140条第2項並びに第141条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につき、これらの規定に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第21条～第22条 (略)  
(市民税の納税義務者等)

第23条 (略)

2 (略)

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業\_\_\_\_\_を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなしてこの節(第49条第10項から第12項までを除く。)の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。

第24条～第30条 (略)  
(均等割の税率)

第31条 (略)

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

法人の区分	税率
1 次に掲げる法人	
イ 法人税法第2条第5号の公共法人及び法第294条第7項に規定する公益法人等のうち、法第296条第1項の規定に	

より均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

ロ 人格のない社団等

ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の2に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは、賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額12万円
---	--------

(略)

(略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第2号の期間又は同項第3号

より均等割を課することができないもの以外のもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）

ロ 人格のない社団等

ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ 保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額（法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。以下この表及び第4項において同じ。）を有する法人（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表及び第4項において同じ。）で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者（俸給、給料若しくは、賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。）の数の合計数（次号から第9号までにおいて「従業者数の合計数」という。）が50人以下のもの

2 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるものうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額12万円
---	--------

(略)

(略)

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

第32号～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項

の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第36項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第3項及び第9項

の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第37項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第38項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま

の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 (略)

第32号～第48条の6 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第49条 市民税を申告納付する義務のある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

5 法第321条の8第22項に規定する申告書(同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日ま

での期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項又は第31項 \_\_\_\_\_ に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第34項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第34項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項又は第31項 \_\_\_\_\_ に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合

での期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) (略)

(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合

又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第35項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 （略）

又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

8 （略）

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第51条第3項及び第53条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第53条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第53条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第53条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

10 （略）

11 第9項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 （略）

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使

<p>用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>	<p>用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。</p>
<p>12 第9項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の5第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第9項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第9項の申告についても、同様とする。</p>	<p>13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。</p>
<p>13 (略)</p>	<p>14 (略)</p>
<p>14 第12項の規定の適用を受けている内国法人は、第9項の申告につき第12項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>	<p>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p>
<p>16 第12項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第14項の届出書の提出又は法人税法第75条の5第3項若しくは第6項</p>	<p>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条</p>
<p>の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第12項後段の期間内に行う第9項の申告については、第12項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>	<p>の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</p>
<p>第50条 (略)</p>	<p>第50条 (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p>
<p>第51条 (略)</p>	<p>第51条 (略)</p>
<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第</p>	<p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第</p>

321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限（同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと

による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する

321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）があったとき（当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該増額更正があったときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する



<p>税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p>
<p>第52条 (略) (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>	<p>第52条 (略) (法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p>
<p>第53条 (略)</p>	<p>第53条 (略)</p>
<p>2～3 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p>
	<p>4 <u>法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2ヶ月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第49条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2ヶ月を経過した日より前である場合には、同日)から第53条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>第51条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付</u></p>

第53条の2～第94条の2 (略)  
(たばこ税の課税標準)

第95条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。

表 (略)

3～10 (略)

第96条～第152条 (略)

附則

第1条～第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第53条第1項\_\_\_\_\_に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第4条～第22条 (略)

すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第53条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条の2～第94条の2 (略)  
(たばこ税の課税標準)

第95条 (略)

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもって紙巻たばこの1本に換算するものとする。ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

表 (略)

3～10 (略)

第96条～第152条 (略)

附則

第1条～第3条 (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 (略)

2 当分の間、第53条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における当該加算した割合とする。

第4条～第22条 (略)



において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2～第22条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

### ○瑞浪市税条例の一部改正(第2条)

本則 (略)

附則

第1条～第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～17 (略)

18 法附則第64条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

第10条の3～第23条 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみな

において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第81条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の2の2～第22条 (略)

本則 (略)

附則

第1条～第9条の2 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第61条又は第62条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第62条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第61条若しくは第62条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2～17 (略)

18 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

第10条の3～第23条 (略)

して、第35条の規定を適用する。  
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)  
第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

○瑞浪市都市計画税条例の一部改正（第3条）

本則 (略)  
附 則  
1～12 (略)  
(読替規定)  
13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

○瑞浪市都市計画税条例の一部改正（第4条）

本則 (略)  
附 則  
1～12 (略)  
(読替規定)  
13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

本則 (略)  
附 則  
1～12 (略)  
(読替規定)  
13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで\_\_\_\_\_」とする。

本則 (略)  
附 則  
1～12 (略)  
(読替規定)  
13 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。

議第44号 瑞浪市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）が改正されたため、条文の整備を行う。

【改正内容】

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名改正及び条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第423条第2項及び第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数、<u>審査の手続</u>、<u>記録の保存</u><u>その他</u>審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>（書面審理）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第12条第2号において「<u>情報通信技術活用法</u>」という。）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第9条～第11条 （略）</p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第12条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術活用法</u>第7条第1項の規定により<u>同法</u>第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p>	<p>（この条例の目的）</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第423条第2項及び第436条の規定に基づき、固定資産評価審査委員会（以下「委員会」という。）の委員の定数、<u>審査の手続き</u>、<u>記録の保存</u>、<u>その他</u>審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条～第7条 （略）</p> <p>（書面審理）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u>（平成14年法律第151号。第12条第2号において「<u>情報通信技術利用法</u>」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>第9条～第11条 （略）</p> <p>（手数料の額等）</p> <p>第12条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条及び次条において「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を<u>情報通信技術利用法</u>第4条第1項の規定により<u>同項</u>に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法 前号に掲げる交付の方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円</p>



議第45号 瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市行政組織規則（昭和52年規則第28号）の改正に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

子ども・子育て会議の庶務担当課を「社会福祉課」から「子育て支援課」に改めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第6条（略） （庶務）	第1条～第6条（略） （庶務）
第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>子育て支援課</u> において処理する。	第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>民生部社会福祉課</u> において処理する。
第8条（略）	第8条（略）



議第46号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に中核市の長を加えるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第9条（略） （職員）	第1条～第9条（略） （職員）
第10条（略）	第10条（略）
2（略）	2（略）
3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の <u>中核市の長</u> が行う研修を修了したものでなければならぬ。	3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならぬ。
（1）～（10）（略）	（1）～（10）（略）
4～5（略）	4～5（略）
第11条～第22条（略）	第11条～第22条（略）

議第47号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による国民健康保険料の減免に対する財政支援が厚生労働省より示されたことに伴い、減免規定の整備を行う。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯及び主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯に係る保険料の減免規定を設けるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</u></p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯であつて、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u></p> <p>イ <u>前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額が1,000万円以下</u></p> <p>ウ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める期限までに、次に</p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第10条 (略)</p>

掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 納期限及び保険料額

(3) 減免を受けようとする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第25条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められる者」とあるのは、「必要があると認められる者（附則第11条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

議第48号 瑞浪市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援が厚生労働省より示されたことに伴い、減免規定の整備を行う。

【改正内容】

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者及び主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる第1号被保険者に係る保険料の減免規定を設けるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免)</u></p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、別に市長が定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。)を減免することができる。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの</u></p> <p><u>ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上</u></p> <p><u>イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計が400万円以下</u></p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、市長が別に定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び</u></p>	<p>本則 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条 (略)</p>

個人番号

(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払いに係る月

(3) 減免を必要とする理由

3 第1項の規定による減免をした場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「必要があると認められるもの」とあるのは、「必要があると認められるもの（附則第8条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）」とする。

議第49号 瑞浪市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	さかい こうじ 酒 井 浩 二
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	地方公務員
学 歴	獨協大学法学部 卒業
経 歴	昭和61年 3月 獨協大学法学部卒業 平成 2年 4月 瑞浪市奉職 平成18年 4月 経済環境部 環境課 総括主査 平成19年 4月 市民福祉部 保険年金課 係長 岐阜県後期高齢者医療広域連合 派遣 平成21年 4月 市民福祉部 保険年金課 医療給付係長 平成23年 4月 市民福祉部 保険年金課 主任主査(兼)医療給付係長 平成24年 4月 総務部 税務課 課長補佐(兼)固定資産税係長 平成26年 4月 教育委員会事務局 教育総務課長 令和 2年 4月 総務部 税務課長 現在に至る
備 考	

議第50号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	う かい しげ みつ 鵜 飼 重 光
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：25a 畑：10a
学 歴	中京大学 商学部 卒業
経 歴	昭和48年 8月 名機産業株式会社 入社 昭和55年 3月 名機産業株式会社 退社 昭和55年 4月 相和機材株式会社 設立 平成 8年 2月 相和機材株式会社 退社 平成 8年 8月 中日本道路サービス株式会社 入社 平成24年12月 (社名変更) 中日本エクストール名古屋株式会社 退社 平成28年 1月 農事組合法人とうぶ営農設立 代表理事就任 現在に至る
備 考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(1期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員(2期目) 現在に至る

議第51号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

## 略 歴

(ふりがな) 氏 名	みず の やす き 水 野 安 喜
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：22a
学 歴	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経 歴	昭和46年 4月 森八製陶所 入社 平成14年 4月 大川機械化営農組合 理事就任 平成20年 4月 森八製陶所 代表就任 令和元年 5月 大川機械化営農組合 代表理事就任 現在に至る
備 考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る



議第52号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いた ばし しげ はる 板 橋 茂 晴
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：1.5ha
学 歴	岐阜農業大学校 園芸学部 卒業
経 歴	平成 元年 4月 瑞浪市農業協同組合 勤務 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成17年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成17年 4月 日吉機械化営農組合 勤務 平成21年 6月 日吉機械化営農組合 理事就任 平成24年 6月 日吉機械化営農組合 代表理事就任 現在に至る
備 考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第53号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	やす だ きよ かず 安 田 清 和
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	田：62.16a 畑：12.91a
学 歴	大阪学院大学 商学部 卒業
経 歴	平成 9年 4月 大湫機械化営農組合 (アルバイト) 勤務 平成24年 6月 大湫機械化営農組合 理事就任 現在に至る
備 考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (1期目) 現在に至る

議第54号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わた なべ よし たか 渡 邊 美 孝
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	組合役員
認定農業者等の 該当・非該当	該当
農業経営の状況	畑：20a
学歴	岐阜県立多治見工業高校 卒業
経歴	昭和49年 4月 愛知機械工業株式会社 入社 平成 5年 8月 愛知機械工業株式会社 退職 平成 5年 9月 住江織物株式会社 入社 平成21年12月 スミノエティジンテクノ株式会社 出向 平成28年11月 スミノエティジンテクノ株式会社 退職 平成29年10月 農事組合法人ふかさわ 理事就任 現在に至る
備考	新任

議第55号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	なが い こう 永 井 恒
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：26a
学歴	岐阜県立瑞浪高校 卒業
経歴	昭和33年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成11年 8月 瑞浪市役所 退職 平成11年 9月 瑞浪市役所 収入役就任 平成13年 3月 瑞浪市役所 収入役退任 平成17年 4月 特定非営利活動法人陶宅老所いちこのさん 理事長就任 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） （平成23年7月～会長） 現在に至る

議第56号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	おお やま みち はる 大 山 理 晴
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：49a 畑：12a
学 歴	中部工業大学 工学部 卒業
経 歴	昭和44年 4月 株式会社竹中土木 入社 平成22年 3月 株式会社竹中土木 退社 現在に至る
備 考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 現在に至る

議第57号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	かつ また ます お 勝 股 増 夫
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：35a 畑：1a
学歴	岐阜県農業短期大学校 本科 卒業
経歴	昭和50年 4月 南土岐信用農業協同組合 勤務 平成 9年 4月 合併により陶都信用農業協同組合 平成18年 3月 陶都信用農業協同組合 退職 平成25年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 現在に至る
備考	平成20年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（3期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（4期目） 現在に至る

議第58号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	いとうせいし 伊藤 征史
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：30a 畑：26a
学歴	東京経済大学 経済学部 卒業
経歴	昭和41年 4月 太平住宅株式会社 入社 昭和42年 2月 太平住宅株式会社 退社 昭和42年 3月 セーラー万年筆株式会社 入社 昭和55年 3月 セーラー万年筆株式会社 退社 昭和55年 4月 東京鍼灸専門学校 入学 昭和57年 9月 東京鍼灸専門学校 卒業 昭和57年10月 西洋館治療院 入社 昭和59年 3月 西洋館治療院 退社 昭和59年 4月 東洋館治療院 開業 平成18年 3月 東洋館治療院 廃業 現在に至る
備考	平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (1期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (2期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (3期目) 現在に至る

議第59号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	すず き ろく ろう 鈴木 録 郎
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：14a
学 歴	愛知県立一宮高校 卒業
経 歴	昭和43年 4月 日本国有鉄道 入社 昭和62年 4月 日本国有鉄道 退社 昭和62年 4月 東海旅客鉄道株式会社 入社 平成23年 5月 東海旅客鉄道株式会社 退社 平成23年 6月 東海旅客鉄道株式会社 (専任社員) 入社 平成28年 5月 東海旅客鉄道株式会社 (専任社員) 退社 現在に至る
備 考	平成23年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (1期目) 平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (2期目) 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員 (3期目) 現在に至る



議第60号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

## 略 歴

(ふりがな) 氏 名	おく むら まさ こ 奥 村 正 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：5 a
学 歴	岐阜県立瑞浪高校 卒業
経 歴	昭和46年 4月 肥田農業協同組合 勤務 昭和48年 3月 肥田農業協同組合 退職 昭和53年 4月 有限会社美濃観光物産 入社 平成14年 4月 有限会社美濃観光物産 退社 現在に至る
備 考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 現在に至る

議第61号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	あ だち まさ ゆき 足 立 正 之
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	田：70a 畑：20a
学 歴	岐阜県立恵那農業高校 卒業
経 歴	昭和49年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成25年 3月 瑞浪市役所 退職 現在に至る
備 考	平成26年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（2期目） 現在に至る

議第62号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	ひ び の ゆ み こ 日 比 野 由 美 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	無職
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	無
学 歴	岐阜県立瑞浪高校 卒業
経 歴	昭和47年 4月 瑞浪市役所 奉職 平成22年 3月 瑞浪市役所 退職 平成22年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 平成25年11月 瑞浪市民生委員・児童委員 退任 現在に至る
備 考	平成29年 7月 瑞浪市農業委員会の委員（1期目） 現在に至る

議第63号 瑞浪市農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて

## 略 歴

(ふりがな) 氏 名	つち や とし こ 土 屋 敏 子
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	農業
認定農業者等の 該当・非該当	非該当
農業経営の状況	畑： 5a
学 歴	東海学園女子短期大学 卒業
経 歴	平成16年12月 瑞浪市民生委員・児童委員 就任 平成25年11月 瑞浪市民生委員・児童委員 退任 現在に至る
備 考	新任

議第64号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	衛生センター解体撤去工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	219,780,000円
工事場所	瑞浪市日吉町7308番地の6
工期	本契約締結の日から令和3年3月26日まで
契約の相手方	瑞浪市日吉町4602番地の6 青協建設株式会社 東濃営業所 所長 井藤 広人
工事概要	○衛生センターの解体撤去工事 (処理水槽棟) ・構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建 ・延べ床面積 553㎡ (機械室棟) ・構造 鉄筋コンクリート造地上2階建 ・延べ床面積 384㎡ (管理棟) ・構造 鉄筋コンクリート造地上1階建 ・延べ床面積 169㎡ (付帯設備) ・前処理棟、ポンプ室、取水ポンプ室、重油貯槽
備考	

議第65号 財産の取得について

概 要

取得の目的	平成20年1月に配備された救急自動車及び救急資機材の機能低下等に伴い更新整備するもの。
取得金額	33,880,000円
取得する財産の概要	救急自動車は、6速オートマチックのフルタイム4輪駆動式で寒冷地仕様であり、振動を吸収し傷病者の負担を軽減する防振機能付ストレッチャー架台を装備し、車内には自動体外式除細動器をはじめ、気道確保用資機材、心電計及び自動胸骨圧迫装置等、最新の救急資機材を積載しており、救急救命士を中心とした救急活動に対応できるもの。
取得の相手方	土岐市肥田町浅野815番地の1 岐阜トヨタ自動車株式会社 土岐店 店長 鈴木 伸之
備 考	

